主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人滝博昭の上告理由について

<u>仲裁契約の当事者が特定の第三者に対し仲裁人の選定権限を付与する旨の合意は、</u> <u>当事者の一方に著しく不公平な選定権限を付与するものであるなどの特段の事情の</u> ない限り、有効であると解するのが相当である。

本件において原審の適法に確定したところによれば、(一) 上告人と被上告人と の間に締結された養老生命共済契約において合意された約款には、共済契約につい て紛争が生じた場合に当事者間の協議がととのわないときは、当事者双方が書面で 選定した各一名ずつの者の決定に任せるものとし、その者の間で意見が一致しない ときは、D共済農業協同組合連合会(以下「D共済連」という。)が設置する裁定 委員会の裁定に任せる旨の条項がある、(二) 右裁定委員会は、共済契約上の紛争 を解決するなどし、もつて農業協同組合又は農業協同組合連合会が行う共済事業の 円滑な運営と正常な発展を図ることを目的とするものであつて、学識経験者及び農 業協同組合、農業協同組合連合会(共済事業を行う者は除く。)又は農業協同組合 中央会を代表する者の中から、D共済連の会長が同理事会の承認を経て委嘱する委 員五人以内で構成され、運営費をD共済連に負つている、というのである。右事実 関係のもとにおいては、右仲裁人選定条項は、仲裁契約の当事者の一方に著しく不 公平な仲裁人選定権限を付与するものとはいえず、仲裁契約を無効とすべき特段の 事情があるものということはできないから、これと同旨の原審の判断は正当として 是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができな L1

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

_		誠	田	和	裁判長裁判官
里		萬	崎	藤	裁判官
孝		正	П	谷	裁判官
郎	次	禮	田	角	裁判官
_		洪		矢	裁判官